

新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について

(趣旨)

以下に記載する申請者から、2021年3月10日及び11日付けで経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料3-1のとおり、10日及び11日付けで経済産業大臣から意見の求めがあった。

これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、ご検討をいただく。

【申請者】

○みなし小売電気事業者（10者）

- ・北海道電力株式会社
- ・東北電力株式会社
- ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- ・中部電力ミライズ株式会社
- ・北陸電力株式会社
- ・関西電力株式会社
- ・中国電力株式会社
- ・四国電力株式会社
- ・九州電力株式会社
- ・沖縄電力株式会社

○一般送配電事業者（10者）

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・北陸電力送配電株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社

33 ・九州電力送配電株式会社

34 ・沖縄電力株式会社

35

36 ○みなしガス小売事業者（3者）

37 ・東京瓦斯株式会社

38 ・東邦瓦斯株式会社

39 ・大阪瓦斯株式会社

40

41 ○一般ガス導管事業者（5者）

42 ・東部瓦斯株式会社

43 ・東京瓦斯株式会社

44 ・東邦瓦斯株式会社

45 ・大阪瓦斯株式会社

46 ・西部瓦斯株式会社

47

48 1. 今回の申請（35件）の概要

49 （1）電気

50 ①特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者）（10件）

51 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の
52 規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21
53 条第1項の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場合における
54 供給条件の認可を受けるための申請

55

56 ②託送供給等約款関係（一般送配電事業者）（10件）

57 電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の規定により、託送
58 供給等約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための
59 申請

60

61 ③離島供給約款関係（中部、関西、四国を除く一般送配電事業者）（7件）

62 電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、離島供給約款により難い特別の事
63 情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

64

65 （2）ガス

66 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係（みなしガス小売事業者）（3件）

67 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第4
68 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業法
69 第20条ただし書の規定により、指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事情
70 がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

71

72 ②託送供給約款関係（一般ガス導管事業者）（5件）

73 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第48条第3項ただし書の規定により、託送供
74 給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

75

76 **2. 申請に係る供給条件の内容等**

77 (1) 電気

78 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家
79 等（当該貸付を受けようとする需要家その他電気料金の支払いに困難な事情があると認
80 められる需要家を含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった
81 場合には、2020年3月から12月検針分の各電気料金の支払期限を原則としてそれぞれ5
82 か月間延長し、2021年1月検針分の電気料金の支払期限を原則として4か月間延長し、
83 2月検針分の電気料金の支払期限を原則として3か月間延長し、3月検針分の電気料金の
84 支払期限を原則として2か月間延長し、4月検針分の電気料金の支払期限を原則として1
85 か月間延長する。

86 ※本申請は、2021年2月24日に認可等を受けて実施している特例措置について、新
87 たに以下の2点について措置しようとするもの。

88 ①すでに特例認可等を受けて実施中である2020年12月検針分の電気料金の支払
89 期限を4か月間延長し、2021年1月検針分の電気料金の支払期限を3か月間延
90 長し、2月検針分の電気料金の支払期限を2か月間延長し、3月検針分の電気料
91 金の支払期限を1か月間延長する措置について、支払期限を更に1か月間延長
92 する（すでに特例認可等を受けて実施中である2020年3月から11月検針分の
93 各電気料金の支払期限を5か月間延長する措置については、支払期限の更なる
94 延長は行わない。）。

95 ②新たに4月検針分の電気料金について支払期限を1か月間延長する。

96

97 (2) ガス

98 新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金等の貸付を受けている需要家
99 等（当該貸付を受けようとする需要家その他ガス料金の支払いに困難な事情があると認
100 められる需要家を含む。）から一時的にガス料金の支払いが困難であるとの申出があった
101 場合には、2020年2月から12月の各ガス料金の支払期限を原則としてそれぞれ5か
102 月間延長し、2021年1月検針分のガス料金の支払期限を原則として4か月間延長し、2
103 月検針分のガス料金の支払期限を原則として3か月間延長し、3月検針分のガス料金の支
104 払期限を原則として2か月間延長し、4月検針分のガス料金の支払期限を原則として1
105 か月間延長する。

106 ※本措置は、2021年2月24日に認可等を受けて実施している特例措置について、新
107 たに以下の2点について措置しようとするもの。

108 ①すでに特例認可等を受けて実施中である 2020 年 12 月検針分のガス料金の支払
109 期限を 4 か月間延長し、2021 年 1 月検針分のガス料金の支払期限を 3 か月間延
110 長し、2 月検針分のガス料金の支払期限を 2 か月間延長し、3 月検針分のガス料
111 金の支払期限を 1 か月間延長する措置について、支払期限を更に 1 か月間延長
112 する（すでに特例認可等を受けて実施中である 2020 年 2 月から 11 月検針分の
113 各ガス料金の支払期限を 5 か月間延長する措置については、支払期限の更なる
114 延長は行わない。）。

115 ②新たに 4 月検針分のガス料金について支払期限を 1 か月間延長する。

116

117 3. 本供給条件による供給を必要とする理由（申請書記載のポイント）

118 2020 年 3 月 19 日に、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により一時
119 的に公共料金の支払いが困難になる者に対して電気及びガス料金の支払期日の延長等
120 を行うよう、電気事業者及びガス事業者に対する要請が行われ、同年 4 月 7 日に新型イン
121 フルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から 7 都府県を対象に緊急事態宣
122 言が発令され、同月 16 日に対象が全国に拡大された。これらを踏まえ、特定小売供給約
123 款等以外の供給条件を設定しているところ、同年 5 月 25 日に緊急事態宣言が全面解除さ
124 れたものの、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況
125 を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金
126 の支払いが困難となる需要家からの申出に柔軟に対応する必要があるため、本措置の適
127 用期間を更に 1 か月間延長する等の措置が必要。

128

129 4. 経済産業大臣への回答について

130 本申請（35 件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの
131 審査基準に照らし、約款により難い特別の事情がある場合における供給条件として認可
132 等をして差し支えないものと考えられる。

133 これを踏まえ、資料 3-2 のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可
134 等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

135

136 参考：関係条文

137 (1) 電気

138 ①特定小売供給約款関係

139 ○旧電気事業法

140 第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四
141 項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第二
142 十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条第十
143 二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要（特定規
144 模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を行うとき、
145 及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合において、経済
146 産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の規定による
147 変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、この限りでない。

148

149 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

150 第1 審査基準

151 (6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条
152 件の認可

153 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条
154 件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところ
155 あり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

156 ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
157 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

158 ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行うこ
159 とを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な
160 場合

161 ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電気
162 事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に料
163 金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の変動
164 による料金の変更を行う場合を除く。）

165

166 ②託送供給等約款関係

167 ○電気事業法

168 第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供
169 給（以下この条において「託送供給等」という。）に係る料金その他の供給条件に
170 ついて、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業
171 大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とす
172 る。

173 2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第
174 八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更が
175 あつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つては
176 ならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合におい
177 て、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定によ
178 る変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、こ
179 の限りでない。

180

181 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

182 第1 審査基準

183 (12) 第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可

184 第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基
185 準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的に
186 は、例えば、次のような場合とする。

- 187 ① 託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場
188 合
- 189 ② 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
190 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- 191 ③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金を
192 課された場合

193

194 ③離島供給約款関係

195 ○電気事業法

196 第二十一条 一般送配電事業者は、離島供給に係る料金その他の供給条件について
197 約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければ
198 ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

199 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
200 「離島供給約款」という。）以外の供給条件により離島供給を行つてはならない。
201 ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業
202 大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限
203 りでない。

204 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等
205

206 第1 審査基準

207 (14) 第21条第2項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認

208 第21条第2項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準
209 については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的に
210 は、例えば、次のような場合とする。

211 ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割
212 り引く等の措置を行う必要が生じた場合

213 ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島の需要家と一律の取引を行うことを前提
214 としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

215

216

217 (2) ガス

218 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係

219 ○旧ガス事業法

220 第二十条 一般ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項
221 又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（第十八
222 条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）又は第十七条第十
223 二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、その供給区域にお
224 ける一般の需要に応じガスを供給してはならない。ただし、大口供給を行う場合に
225 おいてその供給の相手方と合意したとき、又は特別の事情がある場合において経
226 済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

227

228 ○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分

229 第1 審査基準

230 (6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

231 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害
232 を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガ
233 ス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等につ
234 いて、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガ
235 スの利用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供
236 給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般
237 的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、
238 旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの使用
239 者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

240

241 ②託送供給約款関係

242 ○ガス事業法

243 第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金そ
244 の他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を
245 定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込み
246 を受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものと
247 して経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

248 2 前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする
249 場合に準用する。

250 3 一般ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条に
251 おいて同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の認可を受け
252 た託送供給約款（第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたとき、
253 又は第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外
254 の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款によ
255 り難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他
256 の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）
257 により託送供給を行うときは、この限りでない。

258

259 ○ガス事業法に基づく経済産業大臣の処分

260 第1 審査基準

261 (16) 法第四十八条第三項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可

262 法第四十八条第三項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可に当たって
263 は、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に
264 係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約
265 款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく
266 低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係
267 る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による
268 供給が不適当なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガ
269 スを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していないも
270 のに限る。）による託送供給である場合か否かを判断するものとする。

- 271 ① 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に
272 限る。）の過半が他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される
273 ものである場合における当該他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に
274 設置される導管（当該地域における部分に限る。）
- 275 ② 他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運
276 用するガス供給設備（一五トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は
277 天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直
278 接又は間接に連結する導管

経済産業省

20210311資第11号

令和3年3月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

令和3年3月11日

北海道電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

北電販業企第 25 号

令和 3 年 3 月 11 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地

北海道電力株式会社

代表取締役社長 藤 井 裕

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和2年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月 [満了日は検針日ごとに相違]）

附

則

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和 3 年 2 月 24 日付け 20210219 資第 13 号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては，本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

別 添

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件

を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月1日の特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年9月30日に認可を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電販料第18号

令和3年3月11日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 樋口 康二郎
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第13号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される

旧電気事業法第 21 条第 1 項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販本発 2 第 16 号

令和 3 年 3 月 11 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 秋本展秀

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま(当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。)から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款(令和元年8月28日届出)28(料金の支払義務および支払期日)にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分(支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。)は、原則としておのおの5ヶ月間延長し、令和3年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

(実施期間満了日：令和3年6月[満了日は検針日ごとに相違])

附 則

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第13号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては，本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組

んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

カサ本発第20号

2021年3月11日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役
社長執行役員 大谷 真哉

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容 ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第13号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

特定小売供給約款以外の供給条件 による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経

済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

お客さまサービス第 18 号

2021 年 3 月 11 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山県富山市牛島町 15 番 1 号

北陸電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 金井 豊

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請いたします。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容
ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5か月間延長し、2021年1月分は、原則として4か月間延長し、2021年2月分は、原則として3か月間延長し、2021年3月分は、原則として2か月間延長し、2021年4月分は、原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219 資第13号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令
第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対し、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2021年3月11日

関西電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関営発 第18号

2021年3月11日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項により、次の通り電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、電気特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に電気特定小売供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第13号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の電気特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当

社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2021年3月11日

中国電力株式会社

電気特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販 運 第 299 号

2021年3月11日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

中 国 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員 清水 希 茂

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により，次の通り電気特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けた
いので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、電気特定小売供給約款（2020年9月11日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に電気特定小売供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第13号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

電気特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の電気特定小売供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によ

りなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項に基づき、電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件
認可申請書

令和3年3月11日

四国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

リ統発令 2 第 13 号
令和 3 年 3 月 11 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力株式会社
取締役社長 長井 啓介
社長執行役員

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により，次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（令和元年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219 資第12号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定

し、認可を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて準用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第15号
令和3年3月11日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2019年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5か月間延長し、2021年1月分は、原則として4か月間延長し、2021年2月分は、原則として3か月間延長し、2021年3月分は、原則として2か月間延長し、2021年4月分は、原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附

則

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第13号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払

いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2021年3月11日

沖縄電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

沖電販販運発第 32 号

2021 年 3 月 11 日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役
社長 本 永 浩 之

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により、次の通り特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（沖電販販企発第5号令和元年8月29日届出）32（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第13号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に特定小売供給約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

経済産業省

20210311資第1号

令和3年3月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

令和3年3月11日

北海道電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

北ネ業託第 35 号
令和 3 年 3 月 11 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕己

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年7月28日付け届出。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月および12月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年1月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第3号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防

止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2021年3月11日

東北電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第 40 号

2021 年 3 月 11 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年9月4日付け20200728資第42号認可。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月および12月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2021年2月24日付け20210219資第3号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を

目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和3年3月11日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 2 第 43 号

令和 3 年 3 月 11 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎 則

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続	供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。			
	住所	同	上		
	受給場所	受電場所	同	上	
		供給場所	同	上	
供給電力		同	上		
供給電圧		同	上		
電気方式及び周波数		同	上		
料金その他の供給条件の内容		同	上		
供給開始年月日及び有効期間		同	上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月および12月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年1月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件(令和3年2月24日付け20210219資第3号認可。以下「旧供給条件」という。)の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金

の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年9月30日に認可を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に

電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に，当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について，電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき，託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお，実施期間満了後の取扱いについては，新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み，別途検討いたします。

託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 2 7 号
2 0 2 1 年 3 月 1 1 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役 市 川 弥 生 次
社 長 執 行 役 員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類		接 続 供 給	備 考	
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりです。		
	住 所	同 上		
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力		同 上		
供 給 電 圧		同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数		同 上		
料金その他の供給条件の内容		同 上		
供給開始年月日及び有効期間		同 上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年9月7日届出。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）19（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月および12月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2021年2月24日付け20210219資第3号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供

給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものです。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2021 年 3 月 11 日

北陸電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

託サ第34号

2021年3月11日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 水野 弘一

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の 相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	供給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2021年2月18日付け届出。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月および12月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第3号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払

延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2021年3月11日

関西電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

関送企発 第 38 号

2021 年 3 月 11 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号
関西電力送配電株式会社
代表取締役社長 土井 義宏

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年9月4日付20200728資第42号認可。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月および12月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和 3 年 2 月 24 日付 20210219 資第 3 号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道

府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に認可を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつ

つ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

2021年3月11日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等特例認可申請書

企 託 サ 第 57 号

2021 年 3 月 11 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類	接続供給		備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力	同上			
供給電圧	同上			
電気方式及び周波数	同上			
料金その他の供給条件の内容	同上			
供給開始年月日及び有効期間	同上			

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の使用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の使用者を含む。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の使用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（2020年7月28日届出。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、2020年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月および12月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（2021年2月24日付け20210219資第3号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に認可を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に認可を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に認可を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難

となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和3年3月11日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業制発令 2 第 21 号
令和 3 年 3 月 11 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所		同上
		供給場所		同上
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月および12月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年1月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第3号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年9月30日に認可を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

契託制第39号
令和3年3月11日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣渡 健

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類	接続	供給	備考	
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	供給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力	同上			
供給電圧	同上			
電気方式及び周波数	同上			
料金その他の供給条件の内容	同上			
供給開始年月日及び有効期間	同上			

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含む。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合，または，当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり，当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には，託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。ただし，当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は，変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず，当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について，令和2年3月，4月，5月，6月，7月，8月，9月，10月，11月および12月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は原則として各々5か月間延長し，令和3年1月料金計算分は原則として4か月間延長し，令和3年2月料金計算分は原則として3か月間延長し，令和3年3月料金計算分は原則として2か月間延長し，令和3年4月料金計算分は原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第3号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない，旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社

会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年9月30日に認可を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等に鑑み、別途検討いたします。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和3年3月11日

沖縄電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

沖電送送統発第29号

令和3年3月11日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
沖繩電力株式会社
代表取締役
社 長 本永 浩之

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	—
	住所		同上	—
	受給場所	受電場所	同上	—
	受給場所	供給場所	同上	—
供給電力			同上	—
供給電圧			同上	—
電気方式及び周波数			同上	—
料金その他の供給条件の内容			同上	—
供給開始年月日及び有効期間			同上	—

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和2年7月14日付け20200619資第55号認可。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月および12月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年1月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第3号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延

別 添

伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

経済産業省

20210311資第21号
令和3年3月11日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島供給特例承認申請書

令和3年3月11日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

北ネ業託第36号
令和3年3月11日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藪下 裕己

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（令和2年9月18日届出。ただし、当該離島供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島供給約款をいう。）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第23号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に承認を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年10月1日の離島供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年9月30日に承認を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活

動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

2021年3月11日

東北電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

東北電NWNWサ企第41号
2021年3月11日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2020年1月31日届出。ただし、当該離島供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島供給約款をいう。）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（2021年2月24日付け20210219資第23号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に承認を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に承認を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に承認を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を

受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

令和3年3月11日

東京電力パワーグリッド株式会社

離島供給特例承認申請書

経料発2第44号

令和3年3月11日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎 則

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（令和元年9月2日届出。ただし、当該離島供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島供給約款をいう。）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第23号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベル

が引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に承認を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

離島供給特例承認申請書

2021年3月11日

北陸電力送配電株式会社

離島供給特例承認申請書

託 サ 第 35 号

2021年3月11日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 水野 弘一

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしておられるお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2020年9月18日届出。ただし、当該離島供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島供給約款をいう。）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第23号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に承認を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に承認を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に承認を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、2020年10月1日の離島供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に承認を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料

金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

2021年3月11日

中国電力ネットワーク株式会社

離島供給特例承認申請書

企 託 サ 第 58 号

2021 年 3 月 11 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 秀夫

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（2020年9月18日届出。ただし、当該離島供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島供給約款をいう。）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、2021年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、2021年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、2021年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、2021年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2021年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（2021年2月24日付け20210219資第23号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、2020年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、2020年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年4月24日に承認を受けました。さらに、2020年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を2020年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年5月13日に承認を受けました。

その後、2020年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年7月20日に承認を受けました。また、2020年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、2020年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、2020年10月1日の離島供給約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、2020年9月30日に承認を受け、2020年10月14日、2020年11月18日、2020年12月21日、2021年1月22日および2021年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当

社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

契託制第40号
令和3年3月11日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣渡 健

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（令和元年8月28日付け届出。ただし、当該離島供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島供給約款をいう。）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は原則として各々5か月間延長し、令和3年1月分は原則として4か月間延長し、令和3年2月分は原則として3か月間延長し、令和3年3月分は原則として2か月間延長し、令和3年4月分は原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月〔満了日は検針日ごとに相違〕）

附

則

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第23号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に承認を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収

束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等に鑑み、別途検討いたします。

以 上

離島供給特例承認申請書

令和 3 年 3 月 11 日

沖縄電力株式会社

離島供給特例承認申請書

沖電離離企発第 22 号

令和 3 年 3 月 11 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役
社長 本 永 浩 之

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、離島供給約款（沖電離離企発第7号令和元年8月29日届出。ただし、当該離島供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島供給約款をいう。）における料金の支払義務および支払期日の規定にかかわらず、電気料金の支払期日について、令和2年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年1月分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年2月分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年3月分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年4月分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年6月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和3年2月24日付け20210219資第23号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、令和2年3月19日に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に承認を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま等の電気料金の更なる支払延伸を目的に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に承認を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に承認を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的

に、離島供給約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に承認を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日および令和3年2月24日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に離島供給約款以外の供給条件を設定し、承認を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまからの申出に柔軟に対応するとともに、当該お客さまのうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまの電気料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の需要場所における電気の使用に対し、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき、離島供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上

経済産業省

20210311電委第5号
令和3年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年3月11日付け20210311資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20210311電委第3号
令和3年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年3月11日付け20210311資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20210311電委第4号
令和3年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和3年3月11日付け20210311資第21号により貴職から当委員会に意見を求められた離島供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

20210310電委第5号
令和3年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年3月10日付け20210310資第6号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20210310電委第4号
令和3年3月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年3月10日付け20210310資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。